（指紋鑑識官）
第二十六条　［略］
（指紋鑑定指導官）
第二十七条　［略］

［条を削る。］

第四款　交通局

（自動運転企画室）
第三十七条　交通局交通企画課に、自動運転企画室を置く。
2　自動運転企画室においては、令第三十二条第一号、第七号及び第十三号に掲げる事務のうち自動運転に関する事務（高速道路管理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　自動運転企画室に、室長を置く。
4　室長は、命を受け、自動運転企画室の事務を掌理する。
（高速道路管理室）
第三十八条　［略］
（交通事故事件捜査指導室）
第三十九条　［略］
（交通管制技術室）
第四十条　［略］
（高齢運転者等支援室）
第四十一条　［略］

第五款　警備局

（警備調査企画官）
第四十二条　［略］
（画像情報分析室）
第四十三条　［略］
（危機管理室）
第四十四条　［略］
（サイバー攻撃対策官）
第四十五条　［略］

（指紋鑑識官）
第二十五条　［同上］
（指紋鑑定指導官）
第二十六条　［同上］
（ＤＮＡ型鑑識官）
第二十七条　刑事局に、ＤＮＡ型鑑識官一人を置く。
2　ＤＮＡ型鑑識官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうちＤＮＡ型に係る鑑識資料の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務（次条第二項に規定する事務を除く。）を助ける。

［条を加える。］

第四款　交通局

（高速道路管理室）
第三十七条　［同上］
（交通事故事件捜査指導室）
第三十八条　［同上］
（交通管制技術室）
第三十九条　［同上］
（高齢運転者等支援室）
第四十条　［同上］

第五款　警備局

（警備調査企画官）
第四十一条　［同上］
（画像情報分析室）
第四十二条　［同上］
（危機管理室）
第四十三条　［同上］
（サイバー攻撃対策官）
第四十四条　［同上］

（災害対策室）
第四十六条　［略］
（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室）
第四十七条　［略］
（警衛室）
第四十八条　［略］
（警護室）
第四十九条　［略］
（外事技術調査室）
第五十条　［略］
（外事情報調整室）
第五十一条　［略］
（外事特殊事案対策官）
第五十二条　［略］

［条を削る。］

附　則

［1～3　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

4　［略］

別表第一（第百六十五条関係）

階級	定員
［略］	［略］
警視長（警視正を含む。）	五九〇人
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（災害対策室）
第四十五条　［同上］
（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室）
第四十六条　［同上］
（警衛室）
第四十七条　［同上］
（警護室）
第四十八条　［同上］
（外事技術調査室）
第四十九条　［同上］
（外事情報調整室）
第五十条　［同上］
（外事特殊事案対策官）
第五十一条　［同上］
第五十二条　削除

附　則

［1～3　同上］

4　警察行政運営企画室は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
5　ＤＮＡ型鑑識官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
6　［同上］

別表第一（第百六十五条関係）

階級	定員
［同上］	［同上］
警視長（警視正を含む。）	五八九人
［同上］	

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十一号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）を実施するため、金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三